

株式会社カージオイド 会員規約

株式会社カージオイド会員規約

第1章 総則

第1条（活動目的等）

- 株式会社カージオイド（以下、「当社」といいます）は、白樺クラフトに関する技術の向上並びに知識の普及啓発を図るとともに、北欧の伝統工芸を日本に広めることに寄与することを目的とします。
- 前項の活動目的を達成するために、当社は会員組織を構成します。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、当社に会員として入会したものが、当社の会員として行う一切の行為に適用されます。ただし、当社と会員とが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先します。

第2章 会員

第3条（会員資格）

- 次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の会員になる資格を有することとします。

- (1) 正会員（マスタークラス）

「コイブ養成講座」を修了した個人

- (2) 法人会員

当社の活動目的に賛同し、審査に承認された法人又は任意団体

- 前項により会員になる資格を得た者が、次に掲げる全ての要件を満たした場合、当社との間に本規約に基づく会員契約が成立したものとします。

- (1) 当社所定の申込み方法により会員として申込みをし、当社承認を得ていること。

- (2) 第5条に規定する年会費を支払ったこと。

- (3) 本規約に同意したこと。

- (4) 正会員は、2年目以降の継続更新は次の条件も満たすものとする

- ・個人の制作技術レベル維持や向上に努める。
- ・最低でも年に1㎡は白樺樹皮の購入を行い制作に取り組む。

第4条（入会の不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当社は入会を承認しないことがあります。

- （1）入会申込書の申告事項に、虚偽の記載があった場合
- （2）過去に当社から会員資格を取消されたことがある場合
- （3）その他当社が、会員契約を締結することについて不適當であると判断した場合

第5条（年会費の支払い等）

1. 年会費の額は、次の各号に定める額とします。なお、第11条の規定等により退会をした者が再入会の場合の再入会費用は金2万円（税込）とし別途審査を設けます。

- （1）正会員 年会費 金10,000円（税別）
- （2）法人会員 年会費 金100,000円（税別）

2. 年会費は、第3条1. が一日講座を修了した日を起算月として毎年同月末までに翌年度分を支払わなければなりません。末日が、土日祝日の場合は、末日以前の営業日、営業時間内に支払わなければなりません。

3. 年会費は、当社が別途指定する口座に現金で振込むか、クレジットカード決済をもって支払わなければなりません。

第6条（年会費の払戻）

会員が既に支払った年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還致しません。

第7条（有効期限等）

1. 会員契約の期間は、第3条1. の各号の一日講座受講日の月末までとし、次の各号に掲げる全てを満たした場合は、自動でその期間が1期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- （1）当社より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと。
- （2）本規約に違反していないこと。
- （3）次項の異議を述べていないこと。

2. 更新日より1ヶ月前までに、当社が会員に対して更新後の規約内容を変更する旨および変更後の規約内容を通知した場合において、会員が当社に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなします。

3. 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とします。

第8条（変更の届出）

1. 会員は、その氏名若しくは名称、住所、または連絡先等について、当社への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨および変更後の事項を当社に対して通知する必要があります。

2. 当社は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負いません。

3. 当社から会員に対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

第9条（会員の資格承継）

1. 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。
2. 会員の地位の第三者への承継は一切出来ません。

第10条（休会）

会員は、向こう1年以上にわたり制作や活動ができないと判断した場合、当社所定の方法により休会の通知をすることにより、休会（最長3年）することができます。ただし、休会理由が不明瞭な場合や一身上の都合は承認されないことがあります。年度の途中で休会をした場合であっても、年会費の返還はしないものとします。休会中は、年会費を納める必要はありませんが、会員特典を受けることはできません。しかしながら、休会理由により当社が特別に認める特典については休会中に一部受け取ることができるものとします。また会員への復帰には、翌年度分の年会費の入金を以って認められます。休会日から起算して3年たっても会員復帰の通知がない場合は自動的に退会扱いとなります。

第11条（退会）

会員は、退会をしようとする時は、退会をする日の1ヶ月前までに当社所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することが出来ます。なお、年度の途中で退会をした場合であっても、年会費の返還はしないものとします。会員更新時期に更新手続きがなされない場合は、理由の如何を問わず退会となります。当社の著作物を所有している場合は返却が義務づけられます。退会後は理由の如何を問わず、著作物の使用はできません。

第3章 会員の権利等

第12条（権利）

1. 正会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
 - ①当社より白樺樹皮シートを購入することができる。
 - ②公開可能なレシピを閲覧できる。
 - ③公開可能な動画コンテンツを視聴できる
 - ④勉強会に参加できる。（首都圏は毎月、その他エリアは隔月）
 - ⑤正会員だけがアクセスできるインターネット上のSNSと専用サイト
 - ⑥当社主催ワークショップおよび限定講座を2,000円割引（1回につき）で受講できる
 - ⑦当社の主宰する会員限定のイベント、セミナー等がある場合は、それらに参加する権利（なお、参加費などの実費は別途負担）
 - ⑧その他当社が別途定める権利がある場合はその権利

第13条（営業活動）

会員は、当社の許可なくコイブを名乗り、営業活動することはできない。

第14条（講座の開催）

会員は、当社の許可なくコイブを名乗り、講座開催することはできない。

第4章 その他

第15条（著作権）

1. 当社によって制作される著作物の著作権は全て当社に帰属します。
2. 当社によって提供される著作物を、複製、改変、切除、編集、加工、発信、販売、頒布、出版、ネット上での配信等を行う行為やその他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第16条（競業禁止）

会員は、本契約の期間中並びに本契約の終了後2年の間は、当社の書面による事前の同意がある場合を除き、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の事業を行ってはならず、本事業と同種または類似の事業を行う者に対し、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはなりません。なお、本条にいう本事業と同種または類似の事業とは、当社が主宰する講座で習得した知識またはノウハウ等をもって、資格を認定する事業、または、会員組織を組成する事業を含みます。

第17条（類似的商標出願の禁止）

会員は、当社、当社の代表者個人、当社の代表者が主宰する法人が設定の登録の出願をした商標権にかかる商標がある場合その全部または一部の文字列、図形および記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとします。

第18条（禁止事項）

会員は次に掲げる行為をしてはなりません。

- （1） 後記の会員倫理規程に反する行為。
- （2） 第1条に規定する当社の活動目的に反するような、他のノウハウ、セラピー、カウンセリング、占い等と組み合わせて活動をすること（営業としてするか否かを問わない）。
- （3） 営業活動の場面等において、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘を行うこと。

第19条（会員資格の取消）

当社は、会員が18条の禁止事項及び次の各号の1つに該当すると認められた場合、何らの催告を要せずに、本会員契約を解除し、会員資格を取消すことが出来るものとします。

- (1) 本規約または、その他当社が定める規約に違反した場合
- (2) 当社及び代表者の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと、当社が認めた場合
- (3) 当社に許可なく、当社の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4) 当社に許可なく、当社と競業する行為を行った場合
- (5) 当社に許可なく、当社の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (6) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (7) 会員倫理規程に反する行為で、その違反が著しい場合
- (8) その他、会員として不適格と当社が判断する相当な事由が発生した場合

第20条（個人情報の取扱い）

1. 当社および会員は自らが個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱業者に該当する場合は、同法および同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、各々が別に定める利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を適正に取扱うものとする。
2. 会員は、自己の個人情報の取り扱いについて、当社はプライバシーポリシーに基づき適切な対処をする限りにおいて、これを一任するものとします。
3. 当社は、会員から受講者等の個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。
 - (1) 当社への意見や感想を提供してもらうため
 - (2) 市場調査、顧客動向分析その他、当社の経営および運営上必要な分析を行うため
 - (3) 当社のマーケティング活動に利用するため
 - (4) 業務上必要な連絡をとるため
 - (5) その他当社のサービスを適切かつ円滑に提供するため

第21条（免責および損害賠償）

1. 会員が営業活動の最中や講座の開講中において、顧客、受講者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、当社は、会員および第三者に対し何らの責任も負わず、会員から一切の求償も受けないものとします。
2. 会員は故意または過失により当社に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負います。
3. 会員は、第16条に反して競業行為を行った場合、当社に対し、違約金として金1000万円を超えない額で当社が指定する額を支払わなければなりません。
4. 当社は、以下の各号に示す事項により発生する会員の損害について、その責任を負担しないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合、この限りではありません。
 - (1) 会員のメールアドレス、パスワード、取引情報の漏洩、盗用等
 - (2) 当社で提供する情報の誤り等
 - (3) 通信回線、通信及びコンピューター機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等

- (4) 通信、郵便または当社以外の業者の故意または過失による誤り、遅延等
- (5) 天災地変等などの不可抗力

第22条（確認条項）

1. 本会員の制度は、当社が会員に対して、会員の活動における成果を何ら保障するものでなく、又、各講座の開催を含めた会員の活動に関して一切の責任を負うものでないことを確認します。
2. 当社と会員とは独立した事業者であり、相互間に代理、雇用等の関係がないことを確認します。
3. 当社から会員に対する通知の方法は、Facebook 非公開グループページ、Facebook メッセンジャー、Eメール、電話または郵送による方法のいずれかの方法をもってすれば足りるものとすることを確認します。
4. 当社から会員に対する通知が到達した場合において、会員がその通知内容を覚知していないことによる不利益については、会員に何らの事情があろうとも当社はその責任を負わないことを確認します。
5. 当社は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、会員契約等が存続する限りにおいて、その範囲で責任を負うものであることを確認します。

第23条（広告等）

1. 会員がその活動に関する広告や活動の広報（PR）を行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもってしなければならず、遵守すべき事項について当社が別に規定を定める場合は、会員はそれに従うものとします。
2. 会員はその活動において椿沢主税の氏名、ニックネーム等の個人に関わる情報を使用してはなりません。

第24条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第25条（訴訟管轄）

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とします。

第26条（運営継続が困難な場合）

取引先業者の倒産や廃業、当社代表者が病気や死亡した場合や事故、災害、天変地異等の不可抗力により、当社の運営が困難な場合、一部またはすべてのサポートおよびサービスを中断または中止することがあります。

第27条（規約の追加変更）

当社は、会員の承諾を得ることなく本規約および本規約に付随する一部又はすべてを変更することができるものとします。変更された本規約は、Facebook 非公開グループページや、当社運営の会員

専用サイトへ掲載された時点効力を発するものとし、以後会員は変更された規約に拘束されるもの
とします。

第28条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、または定めのない事項については、信義誠実の原則に従
い協議の上、円滑に解決を図るものとしします。

以上、本規約の効力は令和元年（2019年）6月1日より、生じるものとしします。

会員倫理規程

1. 会員は、当社の基本理念を常に念頭に置きながら活動しなければならない。
2. 会員は、常に品位を保持し、誠実にその業務を行わなければならない。
3. 会員は、各種法令とルールを遵守し、当社その他利害関係人の社会的信用を傷つけるような行
為をしてはならない。
4. 会員は、不当な方法によって顧客を誘致してはならない。
5. 会員は、当社と認定資格に対する社会的信用を維持向上させるため、以下の諸点を守り日頃の
活動を行なわなければならない。
 - (1) 専門家としての知識、技能の向上に努めること。
 - (2) 業務の適正、公平さを保つために、必要な情報を開示した上で適正な方法で取り組むこと。
 - (3) 利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示すること。
 - (4) 業務上知り得た顧客の情報を守秘すること。
 - (5) その業務に責任と誇りを持ち、誠実に取り組むこと。
 - (6) 誤解を招く方法で集客を行なわないこと。
 - (7) 当社若しくは他の会員の不名誉となる行為、信用を傷つける行為をしないこと。
 - (8) 資格、認可が必要とされる業務について、法の定める資格、認可を得ずして業務を行なわな
いこと。
 - (9) 本規程をはじめとした当社の規定および細則等を順守し、当社の発展および、他の会員との
協調に努めなければならない。

以上